

高福第2156号  
令和3年7月28日

各高齢者施設・住まい }  
各介護保険事業所 } 管理者 様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス  
提供体制確保事業費補助の実施について（通知）

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃からご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記補助金について、神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金のメニューの一つとして、新型コロナウイルスの感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続ができるよう、サービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援するため、「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金実施要領」を制定しました。

つきましては、本要領に基づく補助について、神奈川県内（政令指定都市及び中核市を除く）に所在する事業所に係る申請の受付を開始します。

本事業を活用する場合は、別紙1「補助申請の流れ」を参照の上、県に電話で事前連絡の上、事業計画書等を提出してください。

なお、神奈川県内の政令指定都市及び中核市に所在する事業所については、それぞれの市に申請する必要がありますので、各市の案内をご覧ください。

### 1 県への連絡

県高齢福祉課に電話で連絡し、補助対象事業所に該当するかを確認してください。該当する場合は、様式データの提出についてご案内します。

様式データ提出先 [zaitaku-shidou.d3bx@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:zaitaku-shidou.d3bx@pref.kanagawa.lg.jp)

### 2 補助対象事業所

神奈川県内（政令指定都市及び中核市を除く）に所在する通所系、短期入所系、訪問系、多機能型、入所施設・居住系サービス事業所・施設。

※予防を含みます。

※サ高住、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームを含みます。

※福祉用具貸与事業所は、感染者が発生した介護サービス事業所・施設に応援職員の派遣を行った場合などに限り対象となります。

### 3 補助対象経費

令和3年4月1日以降に、新型コロナウイルス感染症への対応において、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を、サービス類型毎の上限額の枠内で補助します（10/10 補助、自己負担なし。一部経費については経費ごとの上限設定があります）。

(例)

- ・利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等における、人材確保のための割増賃金・手当、職業紹介料、事業所・施設等の消毒・清掃費用、感染性廃棄物の処理費用、在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用
- ・高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症に利用者が罹患した場合に、病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養することとなった際の追加的な手間について、かかり増し費用とみなして補助（療養者1人1日あたり1万円、上限15万円）
- ・人員基準等の臨時的な取扱いに基づき、居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所における、ヘルパー同行指導への謝金
- ・感染者が発生した介護サービス事業所・施設等に応援職員の派遣を行った際の職員の割増賃金・手当、派遣に係る旅費・宿泊費

※対象経費の詳細及び上限額は、別紙2「対象経費一覧」及び別紙3「補助基準単価一覧」を参照してください。

#### 4 申請期限

申請期限は令和4年2月28日（月）としますが、期限直前や令和4年3月に新型コロナウイルス感染症への対応が発生した場合についてはご相談ください。

#### 5 要綱等掲載場所

##### 【掲載場所】

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 19. 補助金・助成金等

→ 令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下におけるサービス提供体制確保事業費補助金

<https://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1101&topid=28>

##### 問合せ先

電話 (045)210-1111

(総合事業)

企画グループ 内線 4838

(介護老人福祉施設、短期入所、養護、軽費)

福祉施設グループ 内線 4854

(居住系)

保健・居住施設グループ 内線 4856

(通所系、訪問系、多機能型)

在宅サービスグループ 内線 4840